

## 秋田県告示第376号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域並びにまだら本州日本海北部系群に関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年6月30日

秋田県知事 鈴木 健 太

### 1 まさば及びごまさば対馬暖流系群

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
現行水準（目安となる数量を示して、隻数、操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うことをいう。以下同じ。）
- (2) 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分               | 配分数量            |
|----------------------|-----------------|
| 秋田県まさば及びごまさば対馬暖流系群漁業 | 現行水準（目安数量527トン） |

### 2 ずわいがに日本海系群B海域

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
26トン
- (2) 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分             | 配分数量 |
|--------------------|------|
| 秋田県ずわいがに日本海系群B海域漁業 | 26トン |

### 3 まだら本州日本海北部系群

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
試行水準
- (2) 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分            | 配分数量 |
|-------------------|------|
| 秋田県まだら本州日本海北部系群漁業 | 試行水準 |